

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件」の一部改正、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正及び「飼料の公定規格」の一部改正について

## 1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項において、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定すると規定されており、当該飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年農林省告示第750号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第3条第1項の規定により、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料若しくは飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

## 2 改正の趣旨

メーカーから要望があったことを受け、カシューナッツ殻液を飼料添加物に指定するとともに、当該飼料添加物について成分規格等を定める。

なお、今般の改正に当たって農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得た。

## 3 改正の内容

- ① 告示第2号に、飼料添加物としてカシューナッツ殻液を追加する<sup>\*1</sup>。
- ② 省令別表第1の1の(1)に、牛を対象とする飼料中のカシューナッツ殻液の含有量及び飼料添加物としてのカシューナッツ殻液は牛以外を対象とする飼料に用いてはならない旨を規定する<sup>\*2</sup>。
- ③ 省令別表第2の7の(2)に、カシューナッツ殻液の定量法等に用いる試薬・試液について規定する。
- ④ 省令別表第2の8に、カシューナッツ殻液の成分規格等を規定する。
- ⑤ 飼料の公定規格（昭和51年農林省告示第756号）備考3第2章2<sup>\*3</sup>について、省令別表第2の8の項ズレにあわせて改正する。

※1 告示の各号は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号）第1条において定める各用途に対応しているところ、カシューナッツ殻液の用途は、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給に該当することから、告示第2号に追加する。規定順は数字、アルファベットを除いた五十音順による。

※2 規定順は制定順による。

※3 飼料の公定規格備考3第2章2は、配合飼料の非フィチン熊りんの成分量について計算式等を定めており、同項の表においては、計算式に登場する変数 aP の算出方法を規定している。

#### 4 カシューナッツ殻液の表示等について

カシューナッツ殻液は、従前より飼料原料として、専ら家畜等の栄養に供することを目的として使用されている。

今般の告示の改正により、カシューナッツ殻液は、牛のゲップ等由来の温室効果ガス（Green House Gas。以下「GHG」という。）を削減する目的の飼料添加物として指定され、当該目的で、牛用飼料に添加して用いることが可能となる。

今後も、カシューナッツ殻液を飼料原料として使用することは差し支えないが、飼料添加物とは使用目的が異なることを踏まえ、同物質を使用した飼料における表示については、上述の意味の混同を避けるため、飼料原料として使用される場合には「カシューナッツ殻油」と、飼料添加物として使用される場合には「カシューナッツ殻液」と記載することとする。

また、目的に応じた表示のある製品を使用する必要があることから、飼料添加物として販売され又は飼料の製造に用いられたものを飼料原料として取り扱ったり、飼料原料として販売され又は飼料の製造に用いられたものを飼料添加物として取り扱ったりしないようご留意願いたい。

なお、指定日以前に製造された製品については、飼料添加物又は飼料原料のどちらに該当するかをカシューナッツ殻液の製造業者において判断の上、適切な表示となるようにされたい。

#### 5 牛を対象とする飼料におけるカシューナッツ殻液の含有量について

牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中のカシューナッツ殻液の含有量は、省令別表第1の1の（1）のニの（イ）の規定に基づき、0.1%以下でなければならない。この含有量には、飼料原料として使用されるものを含めることとしている。

また、飼料中の含有量については、0.1%のカシューナッツ殻液が 0.065%のアナカルド酸に相当するとして測定する。

#### 6 カシューナッツ殻液の GHG 削減効果について

GHG 削減効果があるとされる資材の飼料安全法における取扱いについて（令和5年12月26日付け農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知。5消安第5441号。以下「通知」という。）別紙の規定により、GHG 削減効果があるとして、飼料添加物としての指定を受けたものでなければ、GHG 削減効果を表示してはならない、としている。

そのため、カシューナッツ殻液又はこれを含む飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者に対しては、飼料添加物の規格等を満たすカシューナッツ殻液でなければ GHG 削減効果を

(別紙2)

表示できないことや、飼料添加物としてのカシューナッツ殻液を牛用飼料以外には使用できないこと等を正しく認識し、関係する法令及び通知の規定を遵守して適切に表示及び使用等をするよう周知徹底する。

7 施行期日

令和7年5月1日

8 パブリックコメントの実施期間

令和6年10月28日～11月26日